

川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業の事業者を公募します！

川崎市多摩川丸子橋河川敷において、にぎわい創出の取組を一層推進するため、本年9月1日に本市初の「河川空間のオープン化※」を活用できる河川敷として国から指定を受け、事業期間を約3年間とするなど本格的な事業化に向け、新たな利活用事業を実施する事業者を募集します。

※河川管理の一部負担など一定の条件を満たした場合、河川敷での営業活動を行う事業者による利活用を可能としたもの

【公募の概要】

- 1 事業の名称：川崎市多摩川丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな利活用事業
- 2 事業内容：次のうち1以上の事業を選定
 - ①バーベキュー等
 - ②キッチンカー、軽食等
 - ③賑わい創出イベント等
 - ④水辺のアクティビティ
 - ⑤その他河川敷の利活用に資する事業
- 3 事業期間：令和6年4月頃から令和9年3月頃まで（河川法に基づく許可期間）
- 4 対象区域：川崎市中原区上丸子八幡町地先の河川敷（下図①～⑩）



※区域毎に提案することができます。

※③～⑦の区域は社会実験期間中も広場等を一般利用に供するため、提案期間が限られます。

5 主な条件

事業運営毎に河川敷の清掃を行うこと他※

※詳細な条件等は公募関係資料等（市ホームページ）を御確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000155415.html>



市ホームページ

6 今後の予定

募集要項の公表	令和5年10月31日(火)から
企画提案書の受付	令和5年12月22日(金)まで
事業候補者の決定	令和6年2月下旬
協定締結	令和6年3月頃
運用開始	令和6年4月頃

(参考：これまでの経緯)

- 平成24年3月 丸子橋河川敷や周辺の住宅街において、バーベキュー利用者によるゴミの投棄等の課題が生じており、課題解決に向けて、町内会、商店街、国、川崎市などによる連絡会を設置し、対応策等について検討を開始
- 平成30年8月 国や周辺町内会等と連携したマナーアップキャンペーンの実施
- 令和2年3月 一般のバーベキュー利用を禁止し、新たな利活用に向けた社会実験の公募を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期
- 令和3年10月 延期した社会実験を実施(約2カ月)
- 令和4年8月 社会実験を実施(約3カ月)

(参考：社会実験の様子)



バーベキュー事業



キッチンカー事業



ふわふわタマランド(エア遊具)



水上アクティビティ(水上サイクリング体験)



キャンプ体験



タマ庭シネマ(映画上映)